

意見提出者	個人
1. 項目	児童ポルノ規制・サイトブロッキング
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>児童ポルノの定義が、「衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの」という非常に曖昧なものであり、現在提供及び提供目的の所持まで規制されているのだが、警察による恣意的な逮捕と、わいせつ罪の部分にまで踏み込んだ事例が相次いでおるうえ、定義が曖昧なまま、児童ポルノの単純所持規制まで導入しようとしており、本来の「子供を守る」という定義で作られた筈のこの法の存在理由から逸脱してきている。</p> <p>単純所持規制をしている国では厳格な基準であるにも拘らず冤罪が多発しており、警察によるネズミ捕りのような形式での逮捕者も出ている。</p> <p>それに関連して行われようとしているサイトブロッキングについては、それを主に行っている会社があまりに不透明であり、国に対し反抗している意見を書いているサイトがブロッキングされてしまう可能性を秘めており、実際海外では児童ポルノではないサイトも数多くブロッキングされており大変危険である。</p> <p>実質国の検閲行為とも呼べるものを導入しようとしている現状において、ICTの利活用とはあまりに逆行しているのではないかと思われる。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>児童ポルノの基準の厳格化</p> <p>児童ポルノ流通防止協議会、内閣府の児童ポルノ対策ワーキングチーム等を解散し、サイトブロッキングの導入に関する検討を完全に停止</p> <p>憲法の表現の自由をおかすものは導入してはならない</p>